

## 令和4年度決算に基づく「健全化判断比率」「資金不足比率」の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

大多喜町の令和4年度決算に基づく比率は、一般会計等においては早期健全化基準以下、公営企業においては経営健全化基準以下となり、いずれも健全段階にあります。

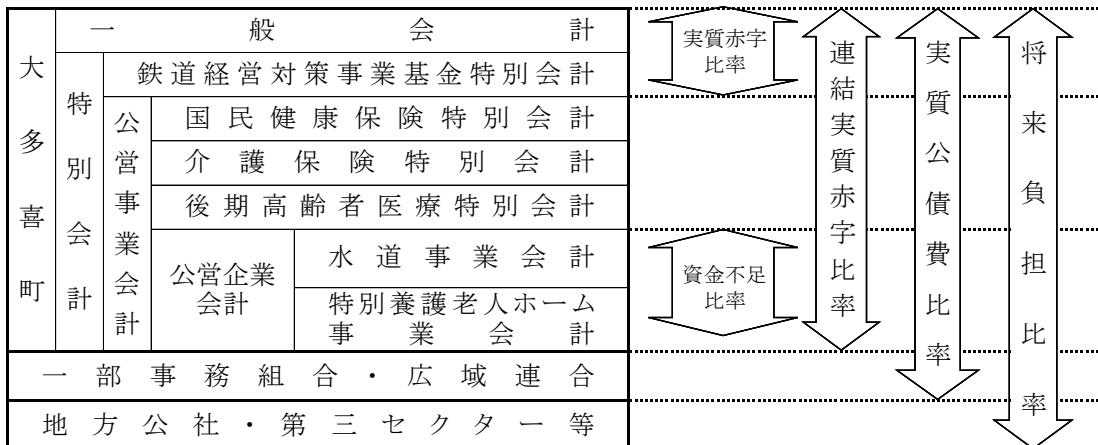
### ○健全化判断比率

	比 率	早期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	3.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は収支が黒字のため、算定されません。

※ 将来負担比率は将来負担するべき金額よりも充当可能な財源等の金額のほうが上回るため、算定されません。

### ・健全化判断比率等の対象について



### ・健全化判断比率について

#### ① 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率

#### ② 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計、特別会計の実質赤字合計額の比率

#### ③ 実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の額の比率

#### ④ 将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負担見込額の比率

※ 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標

(標準税収入額、普通交付税額、地方譲与税、臨時債発行可能額等の合計)

## ○資金不足比率

	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	
特別養護老人ホーム事業会計	15.0%	20.0%

### ・資金不足比率について

公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率

## ◎健全化判断比率(資金不足比率)が早期健全化基準(経営健全化基準)を超えた場合

「*自主的な改善努力による財政健全化*」

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告をする

## ◎健全化判断比率が財政再生基準を超えた場合

「*国等の関与による確実な再生*」

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  - [同意無] 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
  - [同意有] 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

「*参考*」

### ● 健全化判断比率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	5.2%	4.9%	4.6%	4.1%	3.8%
将来負担比率	21.4%	5.0%	6.9%	—	—

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は収支が黒字のため、算定されません。

※ 令和3年度及び4年度の将来負担比率は将来負担するべき金額よりも充当可能な財源等の金額のほうが上回るため、算定されません。

### ● 資金不足比率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道事業会計	—	—	—	—	—
特別養護老人ホーム事業会計	—	—	—	—	15.0%